

東京都社会保険労務士会世田谷支部
令和6年度 定期会議議案書

日時 令和6年4月26日(金)

13時30分～14時30分

会場 AP 渋谷道玄坂

令和6年度 定期 会議 次第

1. 開 会

2. 支部長挨拶

3. 議長選出 議長 ()

4. 議 事

[審議事項]

第一号議案 令和5年度事業報告承認の件

第二号議案 令和5年度収支報告承認の件

会計監査報告

第三号議案 令和6年度事業計画案承認の件

第四号議案 令和6年度収支予算案承認の件

[報告事項]

第一号報告 業務協力会計 収支・予算報告

第二号報告 支部規約変更報告

5. そ の 他

6. 閉 会

令和5年度事業報告

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

東京都社会保険労務士会世田谷支部

令和5年度に実施した事業についてご報告いたします。

1. 開業部会（労働条件調査プロジェクト）

担当副支部長 高野 裕之

世田谷区事業所労働条件調査事業は、世田谷区公契約条例に基づき世田谷区と公契約を締結している事業者に対して、世田谷区より委託を受けた東京都社会保険労務士会世田谷支部が、労働条件（世田谷区条例による労働報酬下限額確認を含む）および労務管理状況の実態を調査し、所定の評価を示し世田谷区へ報告する事業となります。

本事業は平成30年度から継続実施しており、令和5年度で6年目を迎えております。なお令和2年度については、世田谷区から委託を受けておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、事実上の中止となりました。

令和5年度実施の調査件数は12件となり、世田谷支部が受託した労働条件調査実績は累計40件となりました。令和5年度分を含めた過年度分の調査報告書一式は、世田谷支部役員会にて使用しているNICollabo360システム内にて保管しております。

また令和5年度には新たな取り組みとして、世田谷区公契約事業を数多く担っている事業者にて構成されている「世田谷区建設団体防災協議会」（世田谷建設協会他、世田谷区内の建設関係11団体の組織）様からの依頼により、労働条件調査事業に関するセミナーを実施いたしました。令和6年度より建設業における時間外労働上限規制の猶予期間が廃止されることがあり、建設事業者の労務管理に関する関心は高く、区内建設事業団体と労務管理をメインテーマに、世田谷支部として情報交換等の一層の交流を図っていきたいと考えております。

※ 世田谷区財務部との協議により、令和3年度からは感染防止対策が取れる一定の広さや換気が成されている独立した会議室等を準備できる事業所については、事業所へ訪問し調査することとし、一方で世田谷区財務部職員または調査担当社労士による事前ヒアリングに於いて、事業所内の調査実施スペースとして、一定の広さ、独立性の確保、換気が難しい事業所については、事業所へ世田谷区役所内の会議室使用の調査を促し、世田谷区役所内の会議室にて調査することとしております。

※ 調査報告書一式は世田谷区開示文書となり、区への開示請求により閲覧が出来ます。

令和5年度 活動内容（敬称略）

- 令和5年4月17日（月）：世田谷区財務部経理課 公契約担当者との打ち合わせ
出席者：世田谷区財務部公契約担当係長他4名、岩城 眞也、高野 裕之、
得能 一恵、齋藤 信之
- 令和5年4月18日（火）：既登録調査担当社労士向け、継続依頼兼説明会日程配信
- 令和5年4月25日（火）：調査担当社労士の追加募集案内配信
- 令和5年5月22日（月）14時～16時：調査担当者社労士向け 説明会開催
於：世田谷区宮坂区民センター 2階大会議室
出席者：岩城 眞也、高野 裕之、得能 一恵、齋藤 信之、伊藤 直也、濱本 志帆、支部
会員20名
- 令和5年5月29日（月）10時～12時：調査担当社労士向け ZOOM説明会開催
- ※ 5月22日欠席者向け予備説明会
出席者：高野 裕之、齋藤 信之、伊藤 直也、支部会員4名
- 令和5年10月2日（月）11時～12時：世田谷区建設団体防災協議会との打ち合わせ
於：東京土建一般労働組合世田谷支部 3階会議室
出席者：同協議会会員・職員3名、岩城 眞也、竹内 勇一、高野 裕之、得能 一恵、齋藤
信之、伊藤直也
- 令和5年11月24日（金）18時～19時30分：
世田谷区建設団体防災協議会の「労働条件調査学習会」へ講師派遣
於：東京土建一般労働組合世田谷支部 2階ホール
講師：齋藤 信之 講演タイトル「世田谷区事業所労働条件調査 準備書類について」
出席者：同協議会会員企業25社、事務局2名、岩城 眞也、高野 裕之
- 令和5年度の労働条件調査担当社労士の登録者数は、支部会員26名にて構成されております
が、調査実施の延べ人数は36名相当となります。
- 令和5年度における区事業所労働条件調査実施は、12件となりました。
下表に調査実施状況の概要を示します。

【令和5年度 区労働条件調査状況概要】 調査実施日順

調査日	調査先事業	訪問 調査場所	調査実施メンバー ○印がリーダー (順不同 敬称略)	調査 報告書 (データ) 納品日	総合 評価
R5. 7. 21	道路工事事業	事業所	○深井裕子、北村卓矢、 佐野悦子	R5. 8. 9	C
R5. 8. 30	小学校図書館 司書委託事業	事業所	○伊藤直也、久禮裕生、 小柳博恵	R5. 9. 22	B
R5. 9. 4	子育てステーション 運営委託事業	事業所	○齋藤 信之、森島重樹、 関口幸美	R5. 9. 26	B
R5. 10. 3	小学校調理 業務委託事業	事業所	○濱本志帆、渡邊 博正、 浅井志帆	R5. 10. 25	総評 不要
R5. 11. 8	旧校舎改修 工事事業	事業所	○得能一恵、伊藤直也、 加藤成穂	R5. 11. 30	B
R5. 11. 22	公園拡張準備 工事事業	区会議室	○岡本雅行、北村卓矢、 岡野美紗	R5. 12. 12	C
R5. 11. 22	防災無線局 設備工事事業	事業所	○阿部 静夫、亀山恵、 宮浦千恵	R5. 12. 13	A
R5. 12. 12	歩道工事事業	事業所	○高野裕之、大胡田美奈、 益村孝智	R6. 1. 12	B
R6. 1. 18	病児・病後児 保育委託事業	事業所	○得能一恵、北村卓矢、 馬場実	R6. 2. 5	総評 不要
R6. 1. 29	子育てステーション 委託事業	区会議室	○齋藤 信之、深井裕子、 岡本雅行	R6. 2. 20	総評 不要
R6. 2. 5	校舎電気設備 工事事業	事業所	○久禮裕生、加藤成穂、 松尾隆	R6. 3. 4	C
R6. 2. 27	障害児療育 センター委託事業	事業所	○濱本志帆、佐々木高久、 小柳博恵	R6. 3. 13	総評 不要

【区事業所労働条件調査の流れ】

- ①世田谷区財務部より、調査先事業所の労働条件確認帳票（チェックシート）が提示される。
- ②事業所の調査場所について、事業所内の状況ヒアリングにより、事業所内会議室または区会議室にて実施するか、世田谷区、開業部会、調査チームリーダーとの協議により決定する。
- ③事業所又は区会議室への訪問前、調査資料の受領・資料内容の検証。
- ④事業所又は区会議室にて、訪問調査の実施。

- ⑤訪問調査後の調査担当社労士ら（以下「調査チーム」と言います）による、調査後の協議実施（原則1回、ZOOM利用可）。
- ⑥調査チームにより、調査報告書等の策定、および参考書類の準備。
- ⑦世田谷区財務部へ、開業部会経由にて調査報告書等の提出。（データ納品を以って、区報告日となります。）
- ⑧世田谷区財務部より、調査チームへ、調査報告書に関して調整依頼等。
- ⑨世田谷区財務部へ、調査チームリーダーによる報告書一式提出および評価説明。
- ⑩世田谷区財務部による、調査報告書に対する事業所からの意見聴取。
- ⑪世田谷区財務部経由にて、世田谷区公契約適正化委員会より、調査報告書に関する意見提示。

【開業部会 活動状況】

- 4月17日：世田谷区財務部との打ち合わせ。
- 4月18日：既登録者向け、説明会実施案内配信。
- 4月25日：調査担当社労士、追加募集案内配信。
- 5月22日：調査担当者社労士向け 説明会開催。
- 5月29日：調査担当者社労士向け ZOOM(予備)説明会開催
- 8月30日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 10月2日：世田谷区建設団体防災協議会との打ち合わせ。
- 10月12日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 11月20日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 11月24日：世田谷区建設団体防災協議会にて、セミナー実施。
- 12月8日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 1月9日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 1月26日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 2月26日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。
- 3月25日：開業部会打合せ（ZOOM）令和5年度事業振り返り、および令和6年度事業について
- 3月27日：世田谷区財務部へ、調査報告書説明の立会い。

2. 総務委員会

担当副支部長 久禮 裕生

I 支部の諸会議

1. 支部定例会

支部会員への情報交換の機会を提供するため定例会を行った。

第1回	6月20日	世田谷産業プラザ	出席36名 (WEB参加含む)
第2回	9月20日	北沢タウンホール	出席35名 (WEB参加含む)
第3回	2月27日	世田谷文化生活情報センター	出席35名 (WEB参加含む)

2. 支部定期会議

4月26日 AP 渋谷道玄坂

会議事項

- ①令和4年度年度事業報告
- ②令和4年度収支報告
会計監査報告
- ③令和5年度事業計画
- ④令和5年度収支予算
- ⑤令和5年度 役員の承認

3. 支部幹事会議

第1回	5月17日	世田谷産業プラザ	出席24名
第2回	10月11日	世田谷産業プラザ	出席15名
第3回	1月17日	世田谷産業プラザ	出席22名
第4回	3月26日	世田谷産業プラザ	出席22名

4. 正副支部長会

第1回 4月11日

5. 総務委員会

第1回 6月28日

第2回 11月6日

II 所属会員の福利厚生に関する事業

1. 懇親会の開催

暑気払い	8月22日	表参道 u n c a f e	参加37名
忘年会	12月6日	三軒茶屋リザラン	参加41名

(新入会員オリエンテーションと同日開催し、41名中10名が新入会員)

2. 福利厚生（慶弔見舞関係）（敬称略）

弔 慰 中山 貴子（ご尊父） 鳥居 有香（ご母堂）
浅井 志帆（ご母堂） 沼井 宏泰（会 員）

Ⅲ 支部会員情報の管理

1. 開業会員の名札掲示、管理

- ①世田谷年金事務所
- ②渋谷公共職業安定所

2. 支部会員情報の管理

- ①会員名簿の管理
- ②会員へ情報メール配信
- ③新規加入者への入会書類発送

3. その他情報インフラ整備等

- ①セキュアフォーム管理
- ②ZOOMアカウント管理
- ③支部役員向けNI Collabo 360 管理

3. 広報委員会

担当副支部長 木谷 典子

I 広報活動

1. 広報誌ミニナルを関係行政に配布

- ①世田谷年金事務所
- ②渋谷労働基準監督署
- ③渋谷公共職業安定所
- ④世田谷区産業振興公社
- ⑤東京商工会議所世田谷支部

2. 支部ホームページの管理

- ①各委員会、P J の依頼により、HP へ記事を掲載
- ②スケジュール表の更新

II 広報委員会

- 9月28日 HPの管理について打ち合わせ（太子堂区民センター）
11月17日 動画作成の準備（オンライン）

4. 研修委員会

担当副支部長 木谷 典子

I 研修会の開催（敬称略）

1. 6月20日 第1回定例会 業務研修 出席36名（WEB参加含む）

テーマ 「いま知っておきたい障害者雇用の動向について」

場 所 世田谷産業プラザ 5階

講 師 世田谷支部 社会保険労務士 木下 文彦（中小企業診断士）

2. 8月22日 前期研修会 参加者28名

テーマ 「カスタマーハラスメント研修セミナー」

場 所 東京ウイメンズプラザ

講 師 川添 尽善（元大阪府警警察官）

3. 9月20日 第2回定例会 業務研修 出席35名（WEB参加含む）

テーマ パネルディスカッション「先輩社労士に聞いてみよう」

場 所 世田谷文化生活情報センター セミナールーム AB

4. 2月27日 第3回定例会 業務研修 出席35名（WEB参加含む）

テーマ 「企業における人事労務案件と法務部門の役割」

場 所 世田谷文化生活情報センター セミナールーム AB

講 師 世田谷支部 社会保険労務士 小島 康

5. 3月12日 後期研修会 参加者38名（世田谷24名、目黒2名、渋谷12名）

テーマ 「生成 AI-ChatGPT を社労士業務に活かす」

場 所 世田谷文化生活情報センター セミナールーム AB

講 師 株式会社リフレクト 代表取締役 三好 淳一

- ##### II 12月6日 新入会員オリエンテーション 参加者29名（内 新入会員 11名）

場 所 世田谷文化生活情報センター セミナールーム AB

III 研修委員会

6月29日 今期のスケジュールについて検討（オンライン会議）

8月22日 第2回業務研修および宿泊研修の検討（東京ウイメンズプラザ）

10月3日 第3回業務研修および新入会員オリエンテーション準備（オンライン会議）

11月14日 委員会紹介動画収録および新入会員オリエンテーション準備（オンライン会議）

12月2日 新入会員オリエンテーション準備（オンライン会議）

1月29日 宿泊研修検討および後期研修会準備（オンライン会議）

3月12日 宿泊研修準備（岩城労務管理事務所会議室）

I 関係行政機関に対する協力事業（敬称略）

1. 世田谷年金事務所

① 年金特別アドバイザー 4月1日から3月31日（中途脱退者を含む）

秋葉 静枝 手林 裕治 住谷 久美 三橋 知香枝 稲見 奈緒
浦野 敏郎 浅井 志帆 小柳 博恵 新條 千佳子

2. 渋谷労働基準監督署

①令和5年度 労働保険年度更新業務 臨時労働保険指導員

申告書受理会場 相談コーナー

■渋谷労働基準監督署

6月22日	住谷 久美		
6月26日	稲見 奈緒		
6月28日	小柳 博恵		
6月29日	宮浦 千恵		
6月30日	齋藤 信之		
7月3日	鈴木 麻利子	大胡田 美奈	
7月4日	川尻 法夫	岡野 美紗	佐野 悦子
7月5日	森島 重樹	小柳 博恵	
7月6日	宮浦 千恵	稲見 奈緒	大胡田 美奈
7月7日	岩城 眞也	高野 裕之	関口 幸美
7月10日	竹内 勇一	長部 ひろみ	深井 裕子

■東京労働局

6月23日	大竹 謙一	秋葉 静枝
7月3日	住谷 久美	齋藤 信之
7月6日	久禮 裕生	木谷 典子

②意見交換会の実施

6月8日・8月17日・10月23日・12月21日・2月13日

3. 渋谷公共職業安定所

①意見交換会の実施

6月7日・8月17日・10月23日・12月21日・3月13日

4. 3行政合同

①渋谷労働・社会保険推進協力会

労働保険事務説明会の開催並びに個別相談

渋谷神南ビル7階

第1回(5/16) 第2回(9/12) 第3回(1/14) 第4回(1/16)

②行政スキルアップ研修会

1月17日(水) 13時30分～16時30分

渋谷区立商工会館 第一会議室

参加者 57名(うち世田谷:25名)

II 世田谷区役所等イベント支援 労働・年金相談コーナーの設置

1. 「第44回せたがやふるさと区民まつり」での労働・年金相談 相談件数21件

* 「社労士クイズに答えてお土産をもらおう!」を実施 クイズ参加者280件

相談員

8月5日(土) 10時～18時

石綿 繁雄	首藤 梨紗	関口 幸美	渡邊 博正
岩城 眞也	秋葉 静枝	志田 哲也	佐野 悦子

8月6日(日) 10時～18時

杉山 聡	松尾 隆	木田 裕芳	小柳 博恵
岩城 眞也	大竹 謙一	佐々木 高久	香西 由美子

2. 「せたがや産業フェスタ2023」での労働・年金相談

10月29日(日) 10時～16時

相談件数19件

* 「社労士クイズに答えてお土産をもらおう!」を実施 クイズ参加者約250件

相談員

小島 康	徳永 誠	高橋 利恵子	肥田 有子
久禮 裕生	大竹 謙一	秋葉 静枝	志田 哲也
佐々木高久	佐野 悦子	香西 由美子	

III 街頭相談会の実施

1. 5月26日(土) 三軒茶屋年金・労働相談会(会場:三軒茶屋ふれあい広場)

相談件数38件

相談員

浅井 志帆	杉山 聡	石綿 繁雄	関口 幸美
益田 淳子	小柳 博恵	松尾 隆	佐々木 高久
渡邊 博正	稲見 奈緒	岩城 眞也	木谷 典子
鈴木麻利子	秋葉 静枝	山本 太郎	志田 哲也
香西由美子	大竹 謙一	佐野 悦子	

2. 11月17日(金) 烏山街頭年金・労働相談会(会場:烏山区民センター前広場)

相談件数45件相談員

伊東 美香子	山本 太郎	高橋 利恵子	小柳 博恵
馬場 実	渡辺 博	本間 由美子	関口 幸美
岩城 眞也	大竹 謙一	秋葉 静枝	志田 哲也
佐野 悦子	香西 由美子		

IV 広報及びその他の事業

1. 支部主催街頭相談会広報

- ①世田谷線車内広告
- ②世田谷区各総合支所へのチラシ配布
- ③渋谷労働基準監督署、渋谷公共職業安定所、世田谷年金事務所へポスター掲示
- ④イベント時配布ティッシュに街頭相談会案内封入

V 厚生労働委員会

- 4月24日 渋谷労働・社会保険推進協力会実施に関する打合せ（渋谷支部と合同）
- 6月15日 第1回厚生労働委員会
- 1月30日 渋谷労働・社会保険推進協力会実施に関する打合せ（渋谷支部と合同）
- 2月5日 第2回厚生労働委員会

6. 職域拡大委員会

担当副支部長 本間 由美子

I 東京商工会議所世田谷支部からの業務委託（敬称略）

1. 東京商工会議所世田谷支部主催 セミナー

開催日	テーマ	講師	参加人数
6月8日	2023年度労働保険年度更新・社会保険算定セミナー	大竹 謙一	15名
6月23日	職場のパワーハラスメント、カスタマーハラスメント対策	長部ひろみ	31名

II 公益財団法人世田谷区産業振興公社からの委託業務

1. セミナー講師派遣（オンライン開催） 計8回

開催日	テーマ	講師	参加人数（定員）
5月30日	社員の両立支援を支える介護休業制度の活用について	木田 裕芳	10名（20名）
6月28日	障害者と共にはたらくとは	木下 文彦	19名（20名）
8月28日	中小企業の助成金の活用	鈴木麻利子	13名（20名）
9月26日	男性も育児休業！	稲見 奈緒	11名（20名）
10月31日	知っておきたい働き方のルール（求職者向け）	加藤 成穂	85名（100名）
12月11日	従業員のがん罹患時に備えて会社が準備しておきたいこと	大胡田美奈	10名（20名）
2月7日	年収の壁対策&2024年法改正セミナー	佐野 悦子	9名（20名）
2月22日	今、注目される職場の様々なハラスメントへの対応	関口 幸美	12名（20名）

2. ハラスメント相談窓口 相談員派遣 相談なし

リーダー	目黒 さとみ
サブリーダー	長部 ひろみ
メンバー	大竹 謙一 住谷 久美 稲見 奈緒 伊東 美香子 志田 哲也 岡本 雅行 濱本 志帆

III 昭和信用金庫からの業務委託

1. 昭和信用金庫主催 セミナー 開催なし

7. 職域拡大委員会（地域貢献担当）

担当副支部長 伊東 美香子

I 東京商工会議所世田谷支部からの業務委託（敬称略）

1. 東京商工会議所世田谷支部 窓口専門相談（労務）

毎月1回（第2木曜日）計12件

実施月	相談員	実施月	相談員
4月	川尻 法夫	10月	本間 由美子
5月	長部 ひろみ	11月	佐野 悦子
6月	齋藤 信之	12月	阿部 静夫
7月	深井 裕子	1月	大竹 謙一
8月	木谷 典子	2月	小柳 博恵
9月	森島 重樹	3月	松尾 隆

II 公益財団法人世田谷区産業振興公社からの委託業務

1. 社会保険及び労務相談（①～③別紙1）

- ①烏山区民センター 毎月1回（第1日曜日）計12件
- ②三軒茶屋 世田谷産業プラザ 毎週火曜・金曜日 計98件
- ③世田谷合同相談会 相談員派遣 計2件
- ④事業所訪問相談・事前予約相談（予約が入り次第随時・70回）

実施月	訪問	来訪	実施月	訪問	来訪
4月	1件	2件	10月	1件	10件
5月	0件	10件	11月	0件	8件
6月	1件	3件	12月	1件	1件
7月	1件	4件	1月	0件	2件
8月	0件	4件	2月	1件	11件
9月	0件	4件	3月	0件	5件

III. 世田谷区保健センターからの業務委託

年度計5回、うち1回は秋の街頭相談会との共催

実施日	相談会場	相談員
6月24日	三茶おしごとカフェ	長部 ひろみ
8月26日	世田谷区保健センター	木谷 典子
10月28日	三茶おしごとカフェ	住谷 久美・小柳 博恵
11月17日	烏山街頭相談会	本間 由美子・関口 幸美
1月27日	世田谷区保健センター	加藤 成穂・木田 裕芳

IV. 世田谷区からの業務委託

外国人のための無料専門家相談会への相談員派遣 計1件

実施日	相談会場	相談員
7月29日	三茶しゃれなあどホール	小柳 博恵

V. 昭和信用金庫からの業務委託

個別労務相談会 相談員派遣（相談日前日までに予約が入らない場合は中止）

毎月1回（第4水曜日） 計3件

実施月	相談会場	相談員
6月28日	昭和信用金庫サポートプラザ	益田 淳子
7月26日	昭和信用金庫サポートプラザ	大竹 謙一
9月27日	昭和信用金庫サポートプラザ	小柳 博恵

VI. 職域拡大委員会（地域貢献）

5月10日（オンライン会議）

5月18日（オンライン会議）

11月1日

令和5年度前期公社(定期)相談員一覧

会場	日時	4月		5月		6月		7月		8月		9月			
		日	相談員	日	相談員	日	相談員	日	相談員	日	相談員	日	相談員		
三軒茶屋世田谷産業プラザ 太子堂2-16-7 2階 三茶おしごとカフェ	毎週火曜日 13:00~17:00	2	阿部 静夫	7	森島 重樹	4	川尻 法夫	2	佐々木 高久	6	齊藤 信之	3	竹下 達郎		
		4	北村 卓矢	2	小柳 博恵	6	元橋 美穂	4	馬場 実	1	関口 幸美	5	佐々木 高久		
		11	伊藤 直也	9	久禮 裕生	13	伊東 美香子	11	佐々木 俊一	8	川尻 法夫	12	関口 幸美		
		18	深井 裕子	16	原田 真紀子	20	加藤 成穂	18	稲見 奈緒	15	本間 由美子	19	川尻 法夫		
		25	馬場 実	23	佐々木 高久	27	深井 裕子	25	松尾 隆	22	浅井 志帆	26	阿部 静夫		
				30	住谷 久美					29	深井 裕子				
		7	志田 哲也	12	大竹 謙一	2	秋葉 静枝	7	大胡田 美奈	4	植西 祐介	1	得能 一恵		
		14	高野 裕之	19	益田 淳子	9	目黒 さとみ	14	齊藤 信之	18	新條 千佳子	8	小橋 海生		
		21	得能 一恵	26	大場 康夫	16	鈴木 麻利子	21	得能 一恵	25	馬場 実	15	木谷 典子		
		28	指崎 豊美			23	岡野 美紗	28	阿部 静夫			22	佐野 悦子		
						30	益村 孝智					29	長部 ひろみ		
				21	稲見 奈緒										
		合同相談会		9		10		10		9		9		10	
		計		57											

令和5年度後期公社（定期）相談員一覧

会場	日時	10月		11月		12月		1月		2月		3月			
		日	相談員	日	相談員	日	相談員	日	相談員	日	相談員	日	相談員		
鳥山区民センター 南鳥山6-2-19 3階 第3会議室	第1日曜日 13:00~17:00	1	川尻 法夫	5	小橋 海生	3	阿部 静夫	7	斉藤 信之	4	馬場 実	3	佐々木 高久		
		3	深井 裕子	7	木谷 典子	5	川尻 法夫	9	佐々木 高久	6	目黒 さとみ	5	伊東 美香子		
		10	馬場 実	14	伊藤 直也	12	鈴木 麻利子	16	新條 千佳子	13	本間 由美子	12	指崎 豊美		
		17	阿部 静夫	21	佐々木 俊一	19	浅井 志帆	23	深井 裕子	20	松尾 隆	19	浅井 志帆		
		24	久禮 裕生	28	益村 孝智	26	大竹 謙一	30	益村 孝智	27	高野 裕之	26	大胡田 美奈		
		31	大場 康夫												
		6	志田 哲也	10	秋葉 静枝	1	森島 重樹	5	関口 幸美	2	加藤 成穂	1	関口 幸美		
		13	益田 淳子	17	岡野 美紗	8	長部 ひろみ	12	松尾 隆	9	小柳 博恵	8	得能 一恵		
		20	稲見 奈緒	24	住谷 久美	15	得能 一恵	19	原田 真紀子	16	岩城 真也	15	新條 千佳子		
		27	北村 卓矢			22	佐野 悦子	26	元橋 美穂			22	植西 祐介		
												29	佐野 悦子		
		合同相談会		1	原田 真紀子										
		計		11		8		9		9		8		10	
				55											

8. 学校教育プロジェクト

プロジェクトリーダー 岡本 雅行

I 授業実績

太子堂中学校 令和6年3月 8日(金) 3年生2クラス対象。

(深沢小学校 令和6年1月20日(火) 4年生3クラス対象)

- ・渋谷支部に申込があり、今年度は渋谷支部メンバーに実施いただきました。
来年以降は世田谷支部が担当致します。

II プロジェクトミーティング

令和5年8月 プロジェクト説明会を実施 (参加15名)

令和6年1月 太子堂中学校での授業に向けた打合せを実施 (参加14名)

- ・実施回数は2回のみでしたが、今期からご参加いただいた新規メンバーも多く、皆さん意欲も高く、今後の活動が楽しみになりました。

III 周知活動

世田谷区の小学校、中学校の校長会でプロジェクトチラシを配布いただきました。

9. 勤務等部会

部会長 野口 美帆

令和5年度は、運営人員不足につき、実施することができませんでした。

10. その他報告事項

I 派遣（敬称略）

1. 東京都社会保険労務士会事業

①「社労士110番」相談員 目黒 さとみ、住谷 久美、佐々木 高久、齋藤 信之

②「総合労働相談所」相談員 長部 ひろみ、岩城 眞也

③特別研修グループリーダー 濱本 志帆

④がん患者等治療と仕事の両立支援事業 長部 ひろみ、木谷 典子

⑤電子化推進員 得能 一恵、豊嶋 真理

2. 「行政なんでも相談所」（世田谷郵便局）に相談員派遣 住谷 久美

3. 世田谷区公契約適正化委員会 竹内 勇一

4. 東京商工会議所世田谷支部 評議員 岩城 眞也

5. 世田谷区雇用問題連絡会議 岩城 眞也

6. 渋谷公共職業安定所雇用保険電子申請アドバイザー 中山 貴子、得能 一恵

7. 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣事業 木谷 典子、齋藤 信之

8. 治療と仕事の両立支援相談員派遣事業（都立病院相談員派遣事業） 長部 ひろみ、木谷 典子

9. 企業主導型保育施設への労務監査事業 高野 裕之、中山 貴子、得能 一恵

10. 運行管理者講習講師（自動車事故対策機構） 齋藤 信之

11. エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進専門家派遣

大竹 謙一、得能 一恵

12. ソーシャルファーム支援事業における専門家派遣 本間 由美子

13. 建設業における社会保険未加入対策に関する国土交通省との連携事業

高野 裕之

14. 世田谷区地域・職域連携推進連絡会 書面開催

区民の健康管理、セミナーの開催委員：岩城 眞也 作業部員：本間 由美子

II 感謝状の授与

臨時労働保険指導員 20 年表彰（東京労働局長）竹内 勇一

臨時労働保険指導員 10 年表彰（東京労働局長）木谷 典子

臨時労働保険指導員 3 年感謝状授与（渋谷労働基準監督署長）稲見 奈緒

以上

令和5年度 収支報告書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

東京都社会保険労務士会世田谷支部
交付金会計

一、収入の部

前年度繰越金	2,032,732 円	
交付金収入	2,488,000 円	
雑収入	32 円	受取利息
その他	30,000 円	年金特別アドバイザー事務調整費
収入の部合計	4,550,764 円	

二、支出の部

研修費	150,540 円	研修会場使用料、講師謝金等
会議費	91,130 円	定例会・委員会区施設使用料等
通信費	7,920 円	資料発送費用等
事業費	873,886 円	街頭相談会、区民まつり運営費等
事務費	423,895 円	zoom、セキュアフォーム使用等
渉外費	124,600 円	商工会議所その他関連団体会費等
広報費	133,000 円	支部ホームページ運営費等
交通費	508,000 円	役員会・各委員会等交通費
厚生費	51,700 円	東京会ボウリング大会等
印刷費	46,547 円	研修会資料・定期会議案書等印刷代等
支払手数料	46,540 円	みずほ銀行ネットバンキング利用料等
慶弔費	20,000 円	香典、生花費用
支部選挙経費	0 円	

支出の部合計 2,477,758 円

三、次年度繰越金 2,073,006 円

監 査 報 告 書

本職は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における本支部の事業および会計の監査を行い、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

- （1）支部活動の監査については、支部役員会およびその他の会議に出席し、業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要な監査手続きによって業務執行の妥当性を充分検討しました。
- （2）支部会計の監査については、帳簿ならびに関係書類の閲覧などの必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- （1）事業報告の内容は、真実であると認めました。
- （2）収支報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、収支状況を正確に示していると認めました。

以上

令和6年4月9日

東京都社会保険労務士会世田谷支部

監査 北山 雅也



監査 長部 ひろみ



令和6年度 事業計画 (案)

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

東京都社会保険労務士会世田谷支部

令和5年度は、前年度までのコロナ禍から一転し従前に戻った年度となり、事業や各種相談会を実施し、厚生事業についても計画通り開催できた年でした。多くの新入会員もオリエンテーションに参加していただき、相談員も数多くの新たな会員を向かい入れることが出来ました。

本年度は2年の役員任期の最終年であり、次期への引継ぎを踏まえ、各事業等の検証を行い、スムーズに世代交代ができる1年としたいと思います。永年続いてきた業務協定会費も東京会から支部活動は、支部交付金のみで行うとの指導により令和5年度をもって廃止となりました。これは同時に支部予算の見直しも行っていかなければならない年となります。経費の削減はもとより、各事業に要する費用の見直しや厚生事業における参加者負担額の見直しも行いこととなります。また、前年途中より相談員報酬等の契約主体を東京会へ移管をし、東京会で源泉徴収をした後、各会員へ振込を行っています。本年は、年度当初より実施されますので、その分の支部負担は減少されます。本年度より東京会から支給される交通費については、実費弁償でないことから報酬として源泉徴収の対象となることから、支部についても同様にすべく、本年度見直しを行っていききたいと思います。

昨年度も申し上げましたが、支部役員は活動は無報酬のボランティアとなっている事をご承知かと思いますが、支部の業務が過多になり本業に支障が出てしまつては本末転倒であり、次世代の役員候補にも影響が出てします。システムを導入することにより業務効率の向上も図れるものを含めて組織の在り方について見直しを行っていききたいと思います。

山手統括支部として、統括支部に集約できることは集約するとの統括支部長の方針もあり、研修や厚生事業、新入会員オリエンテーションの共同開催をする予定です。共同開催によりスケールメリットもあり、各支部の費用負担の軽減を図っていききたいと思います。

以上を踏まえ、本年度の事業計画を立てましたので、宜しく願い申し上げます。

本年度で7年目となる世田谷区労働条件調査事業の取り纏め、および運営を実施いたします。本事業は世田谷区からの委託を受け、世田谷区公契約条例に基づき世田谷区と公契約を締結した事業所に於いて、公契約事業に携わる労働者を対象とする労働条件調査となります。「正式名称：世田谷区事業所労働条件調査事業」

【世田谷区事業所労働条件調査事業・実施内容】

- ①本年度向けには、新たなに調査担当社労士を募集いたします。
 - ②5月～6月（予定）に、調査担当者対象とする事業説明会を実施いたします。
 - ③調査担当社労士は、令和5年度に調査業務を担当した支部会員26名へ優先依頼いたしますが、新入会員を中心に新たな方を広く募集いたします。
 - ④登録社会保険労務士の担当編成（調査チーム編成）をいたします。その際は、経験を考慮して、ベテラン、新人を織り交ぜたチーム編成といたします。
 - ⑤調査先事業所数は、本年度12件程度を予定しています。
 - ⑥公正性を意識した、調査評価基準の策定、調整を実施します。
 - ⑦調査チームによる調査対象事業所への訪問調査（区会議室利用を含む）、報告書策定を支援します。
 - ⑧世田谷区（担当部署：財務部）へ提出する調査報告書一式をデータにて区へ納品し、併せて区所定の「納品書兼完了届」を作成いたします。
 - ⑨調査報告書一式は印刷の上、製本した実紙資料を準備いたします。
 - ⑩世田谷区（財務部）へは、調査チーム毎の調査報告書等の提出説明時に同行し、立ち会います。
 - ⑪世田谷区（財務部）へ提出後の調査報告書一式の控えを保管し、支部役員会にて使用している、NI Collabo360システム内にも保管いたします。
 - ⑫調査担当した会員向けの報酬について、東京都社会保険労務士会事務局へ請求処理いたします。
 - ⑬世田谷区（財務部）経由で、調査先事業所からの意見が出た場合は、調査担当社労士へ事業所意見に対する所見作成を依頼します。
 - ⑭次年度向けとして、調査担当した社労士からの意見調整等をします。
 - ⑮次年度向け同事業に関する世田谷区（財務部）との折衝、対応をします。
- ※当該事業は、東京都社会保険労務士政治連盟世田谷支部との連携が必須です。
※更なる件数増加かつ予算枠拡大を目指します。（令和6年度予算枠約250万円（消費税別）

2. 総務委員会

担当副支部長 久禮 裕生

I 支部定例会開催 3回開催予定

東京会・統括支部・支部の活動状況の報告および会員間の交流に努める。

II 支部幹事会開催 4回開催予定

支部が実施する各種事業や支部運営をよりよいものとするため審議する。

III 支部定期会議開催 4月26日開催

IV 支部懇親会開催（暑気払い、忘年会）

令和5年に引き続き、会員間の交流を深めるために企画・運営する。

V 支部会計業務

①交付金管理

②その他会計業務全般

VI 支部会員情報の管理

①会員名簿の管理

②会員へ情報メール配信

③新規加入者への入会書類発送

④名札掲示板の管理（ハローワーク渋谷、世田谷年金事務所）

⑤「ミニナル」折り込み会員名簿の改訂（発注まで）

VII その他情報インフラ整備等

①セキュアフォーム管理

②ZOOMアカウント管理

③支部資料等の共有方法・運用検討（クラウド等）

④支部役員向けNI Collabo 360 管理

I 支部広報活動

1. ホームページによる広報活動

ホームページにて、「世田谷社労士」をアピールする。

①一般の方に対して

区のイベント参加、学校教育や各種相談活動など社労士会世田谷支部の活動をタイムリーに発信する。

②会員に対して

会員ページ掲載時にお知らせメールを配信する。

2. 広報誌ミニナルによる広報活動

「世田谷社労士」の広報ツールとして行政関係機関に配備およびイベントにて配布。

I 支部研修会の開催

研修及び新入オリエンテーションを山手統括支部に集約するという案を踏まえ、今後の開催方法などを検討する。

* 宿泊研修

前年度に開催予定の宿泊研修を令和6年5月に繰越し

日程：令和6年5月10日（金）～5月11日（土）

場所：かんでんぱガーデン（伊那食品工業株式会社）

II 定例会 業務研修の開催

登録3年前後の会員が人前で話をする経験を積む場として、45分～1時間程度で開催する。テーマは法改正に関わる事や自身が得意とするテーマを設定する。テーマによってはグループワークを積極的に取り入れ、会員相互のコミュニケーションを図ると共に実務に即した情報交換を行い、資質の向上を図る。定例会の開催方法に準じて、Webもしくは対面のいずれかにより開催する。

業務研修 開催計画

	開催時期 (定例会日程による)	テーマ
第1回定例会	2024年5～6月	未定
第2回定例会	2024年9～10月	未定
第3回定例会	2025年2～3月	未定

5. 行政担当委員会

担当副支部長 大竹 謙一

I 渋谷労働・社会保険推進協力会（渋谷支部との共催事業）の運営

1. 本年度実施予定日（①5/14、②9/10、③11/12、④3/18）

本年度4開催のうち、第2回・第4回の偶数回を担当。

2. 次年度の推進協力会準備

II 臨時労働保険指導員募集、配置、事務連絡

渋谷署：期間（6月29日～7月10日） うち 9日間

労働局：期間（6月17日～7月10日） うち 3日間

III 行政との意見交換会

IV 年金特別アドバイザー

V 相談会・イベント参加予定

5月 31日	<主催>	三軒茶屋年金・労働相談会
8月3・4日	<参加>	せたがやふるさと区民まつり
10月 予定	<参加>	世田谷産業フェスタ
11月 予定	<主催>	烏山街頭年金・労働相談会

VI 行政担当委員会の開催

年3回開催予定

6. 職域拡大委員会

担当副支部長 本間 由美子

I 東京商工会議所世田谷支部からの業務委託

1. 東京商工会議所世田谷支部主催 セミナー

6月開催予定

II 公益財団法人世田谷区産業振興公社からの委託業務

1. セミナー講師派遣（オンライン開催） 計7回

開催日	テーマ
5月	育児・介護休業取得について
8月	中小企業のための助成金活用
9月	(仮) 障がいのある方と共にはたらくとは？
10月	(仮) 労働基準法について
12月	(仮) パパ育休
1月	(仮) 新法案など
2月	(仮) カスタマーハラスメントへの対応

2. ハラスメント相談窓口 相談員派遣

リーダー	目黒 さとみ
サブリーダー	長部 ひろみ
メンバー	大竹 謙一 住谷 久美 稲見 奈緒 伊東 美香子 志田 哲也 岡本 雅行 濱本 志帆

III. 昭和信用金庫からの業務委託

1. 昭和信用金庫主催 セミナー 開催予定

相談員派遣

I. 東京商工会議所世田谷支部主催

窓口専門相談（労務） 毎月第2木曜日（年度計12回）

II. 公益財団法人世田谷区産業振興公社主催

①社会保険・労働保険相談

定期相談 (1)毎月第1日曜日（烏山区民センター）（年度計12回）

(2)毎週火・金曜日（三茶おしごとカフェ）（年度計100回）

事業所訪問相談・事前予約相談（予約が入り次第随時）

②世田谷合同相談会（年度計2回）

5月19日（日） 三茶しゃれなあとホール

10月6日（日） 同

III. 世田谷区保健センター主催

がん患者等就労相談（年度計5回、うち1回は秋の街頭相談会との共催予定）

IV. 世田谷区主催

外国人のための無料専門家相談会（年度1回）

V. 昭和信用金庫主催

個別相談会 毎月第4水曜日（年度計12回） 昭和信用金庫サポートプラザ

8. 学校教育プロジェクト

プロジェクトリーダー 岡本 雅行

I 授業実施

昨年度2校から、本年度は4校での実施を目指します。

①昨年実施の太子堂中学校、深沢小学校での継続実施 + 新規2校

II プロジェクトミーティング

授業実施準備のミーティングとは別に、活動を推進させるためのミーティングを開催し、周知活動や授業内容等について検討します。

III 周知活動

昨年度に作成したチラシ等も活用し、郵送等の手段も活用し、周知活動を実施します。

9. 勤務等部会

部会長 野口 美帆

I 勤務等部会員の人員確保

現状、勤務等部会の人員が部会長のみで、運営メンバーの確保が最重要課題です。

勤務等として登録している方への掘り起こしを第一に実態を把握するとともに、引き続き、人員の確保に努める。

II 業務情報交換会の開催

労務管理や業務効率向上など企業における取り組み事例を中心に年2回開催を目標とする。各回ともに質疑応答などを含み2~3時間で開催。可能な限り、懇親会等を同時開催し、勤務等部会員および支部会員間の繋がりを作る。

なお、業務情報交換会の開催は世田谷支部独自開催に限定せず、山手統括支部おとしての開催をすることにより参加人数を増やし、会員の方に興味をもってもらえる会とする。

業務情報交換会 開催計画

	開催予定時期	テーマ
前期業務情報交換会	2024年9~10月	未定
後期業務情報交換会	2025年1~2月	未定

以上

令和6年度 収支予算 (案)

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

東京都社会保険労務士会世田谷支部
交付金会計

一、収入の部

前年度繰越金	2,073,006円	
交付金収入	2,191,000円	支部運営費
支部選挙交付金	250,000円	
収入の部合計	4,514,006円	

二、支出の部

研修費	200,000円	研修会場使用料、講師謝金等
会議費	90,000円	定例会・委員会区施設使用料等
通信費	10,000円	資料発送費用等
事業費	850,000円	街頭相談会、区民まつり運営費等
事務費	400,000円	zoom、セキュアフォーム使用等
渉外費	120,000円	商工会議所その他関連団体会費等
広報費	150,000円	支部ホームページ運営費等
交通費	500,000円	役員会・各委員会等交通費
厚生費	50,000円	東京会ボウリング大会等
印刷費	40,000円	研修会資料・定期会議案書等印刷代等
支払手数料	45,000円	みずほ銀行ネットバンキング利用料等
慶弔費	50,000円	香典、生花費用
支部選挙経費	250,000円	
予備費	1,759,006円	
支出の部合計	4,514,006円	

報告事項

第一号報告 業務協力会計 収支・予算報告

令和5年度 業務協力会計 収支報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

一、収入の部

前年度繰越金	5,818,102円	
会費収入	2,474,066円	255名(途中入会・退会者を含む)
公社相談業務報酬他	429,000円	
区労働条件調査報酬	563,200円	
その他相談員報酬	121,000円	がん就労支援相談事務調整費
雑収入	54円	受取利息
登録料	231,000円	暑気払い・望年会(計66名)
その他	0円	
収入の部合計	9,636,422円	

二、支出の部

研 修 費	10,000円	
会 議 費	0円	
通 信 費	24,382円	業務協力会費案内発送等
事 業 費	943,030円	公社相談員報酬、損害保険
事 務 費	0円	
渉 外 費	0円	
広 報 費	0円	
交 通 費	0円	
厚 生 費	634,259円	暑気払い・忘年会・東京会ボウリング大会
印 刷 費	0円	
支払手数料	23,143円	
慶 弔 費	27,600円	香典、生花費用
支部選挙経費	0円	
支出の部合計	1,662,414円	

三、次年度繰越金 7,974,008円

令和5年度 名札会計 収支報告書

自令和5年4月1日

至令和6年3月31日

一、収入の部

前年度繰越金	690,905 円
名札製作負担金	24,000 円
雑収入	6 円 受取利息

収入の部合計 714,911 円

二、支出の部

名札製作費	0 円
支払手数料	0 円
交通費	10,000 円 5 回分
渉外費	0 円

支出の部合計 10,000 円

三、次年度繰越金 704,911 円

監 査 報 告 書

東京都社会保険労務士会世田谷支部業務協力会計(名札会計を含む)の令和5年度(令和5年4月1日より令和6年3月31日まで)の事業報告および決算にともなう各決算報告につき監査した結果、適正かつ妥当であることを認めます。

以上

令和6年4月9日

東京都社会保険労務士会世田谷支部

監査 北山 雅也



監査 長部 ひろみ



令和6年度 業務協力会計 収支予算

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

一、収入の部

前年度繰越金	7,974,008 円
会費収入	0 円
公社相談業務報酬他	0 円
区労働条件調査報酬	0 円
その他相談員報酬	0 円

収入の部合計 7,974,008 円

二、支出の部

研 修 費	0 円	
会 議 費	0 円	
通 信 費	5,000 円	発送費用
事 業 費	950,000 円	相談員謝金
事 務 費	0 円	
渉 外 費	0 円	
広 報 費	0 円	
交 通 費	0 円	
厚 生 費	600,000 円	暑気払い・忘年会・東京会ボウリング大会
印 刷 費	0 円	研修会資料・定期会議案書等印刷代等
支払手数料	25,000 円	
慶 弔 費	50,000 円	香典、生花費用
支部選挙経費	0 円	

予 備 費 6,344,008 円

支出の部合計 7,974,008 円

東京都社会保険労務士会支部細則の世田谷支部運用規約

(目的)

- 第1条 この規約は、東京都社会保険労務士会（以下「本部」という）会則並びに本部制定の支部細則を円滑に運用することを目的とする。
- 2 規約は、世田谷支部（以下「支部」という）役員会の決議により決定する。

(事業)

- 第2条 支部が前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 労働、社会保険、労務管理に関する研究会、講習会の開催並びに関係図書資料の配布
- (2) 支部会員の職域拡大を計る為、シンポジウムの開催、各種相談会の開催、会員名簿の配布を始め、各種の広報活動（支部ホームページの運営を含む）
- (3) 会員の親睦並びに支部慶弔見舞金の支給
- (4) その他前条の目的を達成するため必要事項
- 2 支部は、毎年4月に定期会議を開催する。

(役員 の 推薦)

- 第3条 支部細則第5条第1項に定める支部長は、支部会員の選挙により選出する。
- 2 その他の支部役員 の 推薦方法は、支部役員会の協議により選出し、選出された者を支部長が委嘱する。但し、副支部長については支部長が指名する。
- 3 役員 の 選任方法については、なるべく全会員が交互に支部運営に参加することを原則とする。

(本部役員・代議員)

- 第4条 本部役員候補者並びに連合会又は本部総会に出席する代議員候補者の推薦は支部役員会において行う。但し、本部役員候補者については支部会議の承認を得るものとする。
- 2 本部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会で後任候補者を推薦し、次期支部会議の追認を受けるものとする。

(業務担当)

- 第5条 支部は、業務の運営上、開業部会、勤務等部会及び職域拡大、地域貢献、行政担当、研修、広報、総務の各委員会を設置することができる。
- 2 支部長は支部の業務に関して、役員会の議を経て、支部役員に対して役職担当を指名し、定期会議において報告する。
- 3 職域拡大委員会は、新規事業のためプロジェクトチームを発足することがある。

(諸会議)

- 第6条 支部長は、必要に応じて支部役員会を開催する。
- 2 支部長は、必要に応じて支部定例会を開催する。
 - 3 副支部長及び委員長は、必要に応じて担当する部会及び委員会を開催する

(支部会計)

- 第7条 支部事業にかかる費用は、本部交付金によるものとする。
- 2 前項によらず、その事業又は行事内容により、その都度受益者又は参加者負担金を徴収することができる。
 - 3 支部が支給する交通費、謝金、経費等は年度末にその年度分を合算して支給する。
 - 4 前項により支給する場合、源泉所得税徴収の対象となるものについては、所得税を控除して支給する。なお、所得税の納付については本部において行う。
 - 5 令和6年度より廃止された、支部拠出金は特別会計とし、監査を受けて支部定期会議に報告をするものとする。

(費用の内訳)

- 第8条 交通費は、支部活動として役員会、各部会、各委員会、その他これらに準ずる会議、打合せに出席した場合、又は、支部からの要請を受けて支部事業等に出席した場合、1回2,000円を支給する。
- 2 オンラインによる諸会議に出席した場合は、1回1,000円とする。
 - 3 前項までの諸会議が1日に複数回出席した場合、1日1回までとする。
 - 4 コピー代及びファックス通信費の費用は、次の通りとする。
 - (1) 白黒コピー 1枚10円
 - (2) カラーコピー 1枚30円
 - (3) ファックス受送信 1枚10円
 - 5 支部主催の研修会の講師謝金は、時間によるものとするが、1時間25,000円を超えない範囲とする。
 - 6 各種相談会、各種事業における謝金は、1日10,000円又は半日5,000円を上限とし、各相談会、事業ごとに決定して支給する。
 - 7 第4項を除き、源泉所得税の対象とする。

(名札の掲示)

- 第9条 支部は、渋谷公共職業安定所及び世田谷年金事務所内に名札掲示板を設置し、希望する開業もしくは法人会員について名札を掲示する。
- 2 支部は、名札の新規掲示もしくは変更について、実費相当額を徴収する。
 - 3 名札会計は特別会計とし、監査を受けて支部定期会議に報告をするものとする。

(補則)

- 第10条 この規約の改廃は支部役員会において、出席者（委任状を含む）過半数の同意を得て行

う。

- 2 この規約に定めのない事項で、必要な細目規約は支部役員会の議を経て、支部長がこれを定める。その改廃についても同じとする。

附則

昭和56年10月1日 制定

平成6年4月1日 一部改訂

平成24年4月13日 一部改訂

平成30年4月20日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂

慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都社会保険労務士会世田谷支部（以下「支部」という）の会員の慶弔見舞金に関する事項につき定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、支部会員（以下「会員」という）に適用する。

(慶祝)

第3条 会員が公的機関より表彰等を受け又は特別の榮譽に浴した時は記念品を贈って慶祝する。
2 表彰等の対償は、知事又は労働基準局長以上の賞とし、記念品は支部役員会にて決定する。

(結婚祝)

第4条 会員が結婚したときは、結婚祝いとして¥30,000を贈る。
2 会員同士の結婚の場合は、それぞれに贈るものとする。

(弔慰)

第5条 会員又はその家族が死亡したときは、次の各号の弔慰金と花輪もしくは生花を贈る。会員の死亡の際は支部長又はその代理の者が参葬する。
(1) 会員の場合¥20,000又は花輪もしくは生花
(2) 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）の場合¥10,000又は花輪もしくは生花
(3) 実子もしくは養子又は実父母もしくは養父母の場合¥10,000又は花輪もしくは生花
2 前項第三号に該当する者の範囲は、その者の死亡当時会員と生計を共にしていた者とする。但し、父母についてはこの限りではない。又配偶者の父母には適用しない。

(災害見舞金)

第6条 会員の事務所又は住居が不慮の災害にかかった時は、軽微な損害を除き¥10,000ないし¥30,000の範囲内の見舞金を贈る。
2 会員が支部事業遂行中に、災害にかかった時も同様とする。金額については、損害、又は災害の程度に応じて支部役員会で決定する。

(申請及び事実の確認)

第7条 会員が第4条から第6条に該当する場合は、支部長に申請をしなければならない。
2 会員が第3条から第6条に該当する場合は、支部長がその事実を確認し支部役員会に報告するものとする。

(特例)

第8条 この規程に定めのない特別の事項については支部役員会にはかりこれを決定する。

- 2 緊急の場合で支部役員会を召集する余裕がない時は、支部長の専決をもって処理し、事後の支部役員会で追認を求める事ができる。

(運営)

第9条 この規程に該当する事項が発生した場合は、会員又はその代理の者もしくはその事実を知った者は、支部長に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡がなかった場合、この規程を適用しないことがある。
- 3 この規程に該当する事項が二以上にわたり発生した場合は、該当する事項のすべてについてこれを適用する。

(返礼)

第10条 この規程の適用を受けた場合は、返礼の必要はないものとする。

(補則)

第11条 この規定の改廃は、支部役員会において、出席者（委任状を含む）過半数の同意を得て行う。

- 2 この規定に定めのない事項で、必要な細目規定は、支部役員会の議を経て、支部長がこれを定める。

附則

昭和57年4月9日 制定

平成2年4月6日 一部改訂

平成3年4月19日 一部改訂

平成6年4月14日 一部改訂

平成9年4月30日 一部改訂

平成12年4月11日 一部改訂

平成23年4月13日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂

個人情報保護に関する世田谷支部指針

(目的)

- 第1条 東京都社会保険労務士会世田谷支部（以下「支部」という。）は、個人情報の保護に関する法律を踏まえ、支部が保有する個人情報の保護について定める
- 2 支部は、支部の事業運営に必要な個人情報を保有する。
 - 3 支部は、事業運営に必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって個人情報を取得する。
 - 4 個人情報の利用について
 - (1) 支部は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用する。
 - (2) 支部は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行うとともに、個人情報の適正な保護を確保するために必要な措置を講じる。
 - (3) 支部は、個人情報を特定の第三者との間で共同利用する場合には、個人情報の保護に関する法律に定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置く。

(第三者提供)

- 第2条 個人情報の第三者提供について支部は、以下の場合を除き、事前に本人の同意を得ることをなく個人情報を第三者に提供しない。
- (1) 法令に定める場合
 - (2) 以下により会員情報を提供する場合
 - ①利用目的 支部報の送付、支部名簿の作成、委員・講師・相談員の選任・派遣
 - ②提供項目 氏名、年齢、性別、個人事務所・勤務先・社会保険労務士法人名称、所在地、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
 - ③提供先 支部報発送業者、支部名簿作成業者、講師・相談員等の派遣先
 - ④提供の手段 宛名シール、FD、回答文書（紙ベース）
 - 2 自己の情報の提供を希望しない場合 支部の総務までご連絡いなければならない。

(個人情報の管理)

- 第3条 支部は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する。
- 2 支部は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じる。
 - 3 支部は、持出しや外部への送信等により個人情報を漏えいさせないように努める。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・削除)

- 第4条 支部は、本人から自己の個人情報について開示又は利用停止を求められた場合は、遅滞なく対応する。
- 2 支部は、個人情報の開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合には

遅滞なく対応する。

(組織・体制)

第5条 支部は、総務担当副支部長を個人情報取扱責任者に任命し、個人情報の適正な管理を実施する。

2 支部は、役員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知徹底し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底する。

(個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善)

第6条 支部は、この指針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本指針及びその他の取扱内規等を含む。）を策定し、これを支部役員に周知徹底させて実施し、維持し、継続的な改善に努める。

(個人情報の苦情処理)

第7条 支部は、苦情処理に対応するため、総務委員長を個人情報保護管理者に任命し、苦情処理に適切に取り組む。

附則

平成18年4月1日 制定

令和6年4月1日 一部改訂